

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。なお、その意見書は令和3年7月7日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和3年7月7日

岐阜県知事　古田　肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称） オークワ中津川中村店  
中津川市中津川字島田2729番1外

2 意見の概要

住民の意見  
・交通対策について